

消費者の基本的な権利と責任について理解を深める中学校技術・家庭科学習指導の工夫 — 中学生の消費行動の実態を踏まえた「家庭生活と消費」の授業設計 —

東広島市立松賀中学校 石本 有士

研究の要約

本研究は、中学校技術・家庭科〔家庭分野〕の「家庭生活と消費」において、中学生の消費行動の実態を踏まえた授業設計を行い、学習指導を工夫することで、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めることをねらいとしている。文献研究及び先行研究から、消費生活における「消費者の8つの権利と5つの責任」の意味を理解した上で、自分や家族の消費行動がどのような権利を実現し、どのような責任を果たしているのかを理解できるようにすることが必要であることが分かった。そこで、中学生の消費行動の実態を踏まえ、自分や家族の消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせるように授業設計を行った。その結果、消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせることは、消費者の権利について理解を深めることに有効であることが分かった。一方で、消費者の責任の意味を理解させる段階に課題が残った。

キーワード：消費者の基本的な権利と責任 消費行動 消費者教育

I 主題設定の理由

中央教育審議会答申（平成20年）に示された改善の基本方針を受けて、中学校学習指導要領（平成20年、以下「学習指導要領」とする。）の技術・家庭〔家庭分野〕の内容「D身近な消費生活と環境」は、消費者としての自覚や環境に配慮した生活の工夫などにかかわる学習について、中学生の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習活動を重視する改善が図られた。この改訂で、「D身近な消費生活と環境」の項目「（1）家庭生活と消費」に「消費者の基本的な権利と責任」が指導事項として新たに加えられた。一方で、消費者教育推進会議「消費者教育推進のための課題と方向」（平成24年、以下「推進会議」とする。）において、社会科及び公民科、家庭科等では消費者教育に関する内容を教えることとされているが、学校によっては社会科及び公民科と家庭科等で扱う内容が重複している場合もあることが指摘されている。なお、平成24年12月に消費者教育推進法が施行され、学校においても消費者教育を効果的に行わなければならないと定められた。

国立教育政策研究所の「特定の課題に関する調査（技術・家庭）調査結果」（平成21年）によると、通信販売における返品方法やクーリング・オフ制度の具体的な内容、図書券やカードなど目に見えない金銭の動きについての理解などに課題がみられた。

また、生徒質問紙調査において、「家庭で商品を購入する際に、販売方法の特徴や消費者保護に関する学習を参考していますか。」という質問項目に対して、肯定的な回答をした生徒の割合は41.8%であった。これらのことから、中学生にかかわりの深い事例を通して、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めるように学習指導を行うことが重要であると考える。

そこで、まず、家庭分野と中学校社会科公民的分野の消費者教育に関する内容を整理する。そして、家庭分野の「家庭生活と消費」において、自分や家族の消費行動と消費者の基本的な権利と責任とを対応させて考えさせるように授業設計を行う。このことにより、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めることができると考え、本主題を設定した。

II 研究の基本的な考え方

1 消費者の基本的な権利と責任について

「学習指導要領」では、「家庭生活と消費」の指導事項アに、「自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」¹⁾とある。消費者基本法（平成16年）は、第二条で消費者の権利を定め、第七条で消費者の責任を示している。消費者基本法によると、基本的な需

要の充足と健全な生活環境の確保を基盤として、消費者の権利が成り立っている⁽¹⁾。

消費者の権利と責任については、消費者団体の国際的組織である国際消費者機構（CI:Consumers International）が、1983年に消費者の8つの権利と5つの責任を提唱している⁽²⁾。

現在、家庭分野の教科書は、東京書籍、開隆堂、教育図書の三社が発行しており、三社とも国際消費者機構の消費者の8つの権利と5つの責任を取り上げている。しかし、教科書によって権利と責任の記載順や文章表現には違いがある。

そこで、消費者の基本的な権利と責任について、本研究では、平成24年度に東広島市の中学校で使用している家庭分野の教科書（東京書籍）の記述を基に、「消費者の8つの権利と5つの責任」として表1のように整理し扱うこととする。

表1 本研究で扱う「消費者の8つの権利と5つの責任」

消費者の8つの権利	消費者の5つの責任
・安全を求める権利	・批判的意識をもつ責任
・生活の基本的ニーズが保障される権利	・主張し行動する責任
・知らされる権利	・社会的弱者への配慮をする責任
・選択する権利	・環境への配慮をする責任
・意見を反映させる権利	・連帶する責任
・補償を受ける権利	
・消費者教育を受ける権利	
・健全な環境を享受する権利	

2 消費者の基本的な権利と責任について理解を深めるとは

中学校学習指導要領解説技術・家庭編（平成20年、以下「解説」とする。）によると、「家庭生活と消費」の指導事項アでは、「消費者の基本的な権利と責任については、実際の消費生活とかかわらせて具体的に考えさせるとともに、消費者基本法の趣旨を理解できるようとする。」²⁾と述べられている。

ここでの指導について、田口浩継他（2009）は、「例えば、中学生の消費生活とかかわらせて、商品の表示は知らされる権利と関係のあることに気付かせ、商品を選択するために必要であることを理解させる。また、商品を購入することは、選ぶ権利であるとともに、選挙における投票と同じような責任を伴うことなども理解させるようにする。」³⁾と述べている。

高橋恵美（2007）は、消費生活学習の手引を作成し活用することによって、基礎的な知識と技術を習得させる学習指導の改善について研究を行っている。この研究によって作成された事前・事後テストは、消費者の権利と責任について、次のように問題を設定している⁽³⁾。

下の文章の（　）に適することばを入れなさい。

消費者と事業者が対等な立場で売買契約を結ぶには、消費者にさまざまな（ア）が保障されてなくてはなりません。同時に、それらを守るために、消費者としての（イ）を果たすことがもとめられています。

この問題では、ア「権利」とイ「責任」を解答として求めており、消費者に権利があり責任が伴うことを理解しているのかを判断することはできる。しかし、売買契約時の消費行動がどのような権利を実現し、どのような責任を果たしているのかについて理解しているかどうかを判断することはできない。

生野晴美他（2009）は、「単に消費者の権利を覚えるのではなく、これらを実現することが消費生活を向上させるとともに、より良い社会の構築につながることを理解させます。」⁴⁾「これらの学習は、抽象的にならないよう、実際の消費生活とかかわらせて具体的に考えさせます。」⁵⁾と述べている。

これらのことから、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めるとは、消費生活における「消費者の8つの権利と5つの責任」の意味を理解した上で、自分や家族の消費行動がどのような権利を実現し、どのような責任を果たしているのかを理解できるようにすることであると考え、本研究を進める。

3 家庭分野と公民的分野の消費者教育に関する内容について

文部科学省初等中等教育局教育課程課（2010）は、「学習指導要領」改訂により消費者教育に関する内容の充実を図ったとして、「具体的には、例えば、中学校の社会科（公民的分野）において、消費者保護の例示として、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を、中学校の技術・家庭科（家庭分野）において、消費者の基本的な権利と責任を、高等学校の家庭科において、消費生活と生涯を見通した経済の計画を、それぞれ新たに指導することとしたところである。」⁶⁾と述べている。

「推進会議」は、「学習指導要領」では、消費者教育について、社会科及び公民科、家庭科等を中心

に教育内容の充実が図られたと分析した上で、学校によっては社会科及び公民科と家庭科等で扱う内容が重複している場合もあることを指摘し、教員間の一層の連携と消費者教育の充実を図ることを課題として挙げている。また、小牧美江（2012）は、家庭分野と公民的分野の教科書の消費者の権利に関する記述を分析し、「両者の記述の違いの意味を確認することなく、権利の個数や名称を覚えること（実際、名称を答えさせる練習問題を掲載する教科書もある）で終わってしまっては、生徒は混乱するのではないだろうか。」⁷⁾と指摘している。

これらの指摘から、中学校においては、まず、家庭分野と公民的分野を担当する教員が、それぞれの消費者教育に関する内容を十分に理解し、相互の違いを確認した上で学習指導を行うことが重要であると考える。

そこで、家庭分野と公民的分野の消費者教育に関する内容の違いを確認するため、教科書の消費者教育に関する内容を扱うページにおいて、両者に共通して用いられている語句を整理し、「消費者の8つの権利と5つの責任」にかかる記述を比較した。

平成24年度、東広島市の中学校では、家庭分野、公民的分野ともに東京書籍の教科書を使用している。家庭分野の「家庭生活と消費」及び公民的分野の

「（2）私たちと経済」の項目「ア市場の働きと経済」と項目「イ国民の生活と政府の役割」を扱うページには、次のような共通の語句が見られる。

契約、商品の選択、通信販売、電子マネー、クレジットカード、消費者の権利と責任、クーリング・オフ制度、消費者庁、消費者基本法、消費者契約法、製造物責任法（PL法）

家庭分野の教科書は、「消費者の8つの権利と5つの責任」を図で示し、次のように記述している。

購入した商品に不具合があったとき、事業者に伝えることは、消費者の権利であると同時に責任でもあります。また、環境に配慮した消費行動をすることも消費者の責任のひとつです。

消費者基本法は、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援が基本的な理念となっています。

一方、公民的分野の教科書は、1962年にアメリカのケネディ大統領が示した消費者の四つの権利（安全を求める権利、知らされる権利、選択する権利、意見を反映させる権利）を図で示し、次のように記述している。

日本でも、欠陥商品によって消費者が被害を受けた際の企業の責任について定めた製造物責任法（PL法）、契約上のトラブルから消費者を保護するための消費者契約法、消費者の権利を明確化するとともに企業と行政の責任を定めた消費者基本法などの法律が制定されました。

商品に関する知識や情報を広く収集し、判断力を備えた自立した消費者になることを心がけるとともに、限りある資源を大切にし、環境にやさしい消費のあり方を考えていかなければなりません。

「消費者の8つの権利と5つの責任」について、公民的分野の教科書には、環境への配慮をする責任にかかる記述は見られるが、これ以外の消費者の責任及び生活の基本的ニーズが保障される権利、補償を受ける権利、消費者教育を受ける権利、健全な環境を享受する権利についての記述は見られない。

このように、両者に共通の語句は見られるが、家庭分野は、消費者の立場から消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせる内容となっており、公民的分野は、消費者保護のための企業と行政の責任を示し、行政の役割を考えさせる内容となっている。

以上のことから、家庭分野の授業においては、消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせることが必要であることが分かった。

4 中学生の消費行動の実態を踏まえた「家庭生活と消費」の授業設計

（1）中学生の消費行動の実態を踏まえた教材について

「解説」によると、「ここでは、中学生にかかる深い事例を通して、自分が物資・サービスを購入する主体であり、適切な消費行動をとる必要があることなどに気付くようになるとともに、消費者の基本的な権利と責任について理解し、消費者としての自覚を高めるようにする。」⁸⁾と述べられている。

田口他（2009）は、「情報社会における消費生活の大きな変化にともない、販売方法も多様化している。特に無店舗販売に関しては、中学生にとってより身近なものとなり活用頻度も多くなっている点に留意して指導する。その中でも、通信販売や訪問販売の利点及び問題点については、自分や家族の購買経験等の事例を通して、具体的に考えさせるようにするとともに、個人情報の適切な取扱いについても気付くように配慮する。」⁹⁾と述べている。

そこで、中学生の消費行動の実態を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、中学生にかかる

りの深い事例を教材化して授業で取り上げる。

(2) 中学生の消費行動の実態について

ア 東広島市消費生活センターに対する相談状況

身近な消費生活の問題を把握するため、東広島市生活環境部市民生活課の協力を得た。平成23年度の東広島市消費生活センターに対する消費生活相談状況(全相談件数1,087件)から、東広島市では、放送・コンテンツ等(オンライン等関連サービス・架空請求)に関する苦情相談が206件(19.0%)で、最も多いことが分かった。インターネット通信サービスに関する相談は36件(3.3%)であった。また、全校生徒に自転車通学を許可している所属校の生徒にとって身近な問題である自転車(購入時の不具合など)に関する相談は31件(2.9%)であった。

東広島市の中学生の保護者から、東広島市消費生活センターに寄せられた相談の実例を次に示す。

無料インターネットゲームを始めたが、やがて有料のアイテム等が欲しくなり親に頼んだ。親は少しだけならと思い、クレジットカード番号を教えた。クレジットカード番号はゲーム内に登録され、以後は番号を入力しなくともアイテムを購入できるようになった。約2ヶ月が経ち、数十万円の請求があった。

東広島市の中学生の実例

イ 実態調査

所属校の生徒の消費行動の実態を把握するため、第2学年(3学級96人)を対象に実態調査を行った。

調査項目を次に示す。

- ① これまでに、あなたやあなたの家族が商品を購入する際に、困ったことやトラブルに巻き込まれたことを書きなさい。
- ② また、そのときにどういう行動をとったかを書きなさい。

実態調査では、78人が①と②を記述し、8人が記述していないかった。この8人については、題材の第1時後の課題としたワークシートに記述欄を設け、家族から聞き取りをさせた。①の記述に含まれる実態を販売形態別に分類した結果を図1に示す。

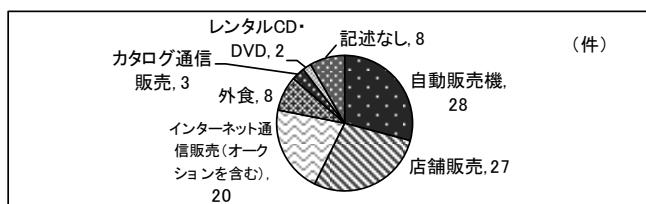


図1 実態調査の結果

(3) 中学生にかかわりの深い事例の教材化

東広島市生活環境部市民生活課から得た情報と実態調査の結果を踏まえ、「家庭生活と消費」の授業において、教科書にある一般的な事例に加えて、次に示す四つの事例と前述の東広島市の中学生の実例を教材化して取り上げることとする。

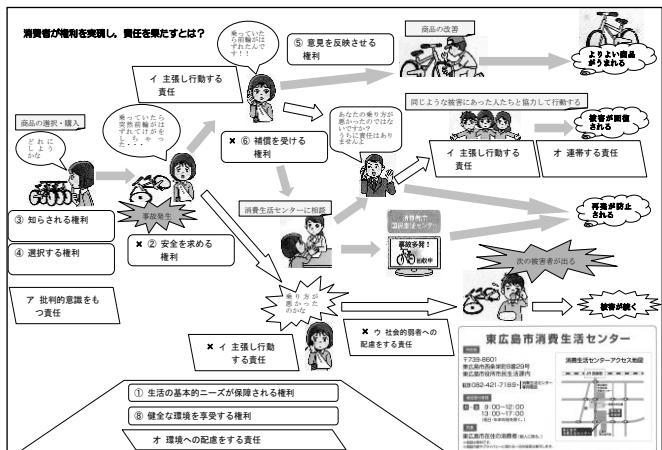


図2 事例1⁽⁴⁾(ワークシート「権利と責任シート」の一部)

- ① 弟が自動販売機でお茶のボタンを押したら、ヨーラが出てきた。
(×選択する権利)
- ② そのままほつたらかしにした。
(×補償を受ける権利)
(×主張し行動する責任)

事例2

- ① スーパーでジュースを買った。飲んだ後に音がしたので中をあけて確認すると、そのジュースのカップの破片が入っていた。
(×安全を求める権利)
- ② 親に言うと、親は、ほかのジュースにも破片が入っていないか一応確認してくれるよう店員さんに伝え、代金を返してもらった。
(○主張し行動する責任)
(○社会的弱者への配慮をする責任)

事例3

- ① インターネットの通信販売で27cmのくつを注文した。しかし、数日後、同じメーカーの片方27cmで、もう片方26cmのくつが届いた。
(×選択する権利)
- ② 通信販売の事業者に電話をかけ、27cmのくつを送ってくれるよう伝えた。片方違うサイズのくつを送料着払いでのり返した。(○補償を受ける権利)
(○主張し行動する責任)

事例4

図2に示した事例1は、自転車の選択、購入、事故発生とその後の各場面における消費者の行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて一覧にまとめたものである。ワークシート「権利と責任シート」の一部として事例1を電子黒板で提示し、消費者の権利をワークシートの□の中に、消費者の責任を□の中に、それぞれ記入させながら説明を行う。

事例2、3、4は、実態調査の記述を基に作成し、自己や家族の消費生活にかかる経験やトラブルを交流する場面において、これらの事例を経験した生徒にそのときの状況やどのように考えて行動したなどを発表させ、それぞれの消費行動に含まれる「消費者の8つの権利と5つの責任」を考えさせる。

東広島市の中学生の実例は、中学生の消費者トラブルの例として取り上げる。

以上のことから、本研究では、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めるために、「家庭生活と消費」において、中学生の消費行動の実態を踏まえ、中学生にかかる深い事例を教材化して取り上げる。そして、自己や家族の消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせるように授業設計を行う。このことにより、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めることができると考える。

III 研究の仮説及び検証の視点と方法

1 研究の仮説

自己や家族の消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせるように授業設計を行う。このことにより、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めることができるであろう。

2 検証の視点と方法

検証の視点と方法を表2示す。

表2 検証の視点と方法

仮説検証の視点	仮説検証の方法
消費者にどのような権利があり、どのような責任が伴うのかを理解することができたか。	プレテスト ポストテスト
自己や家族の消費行動がどのような権利を実現し、どのような責任を果たしているのかを理解することができたか。	プレテスト ポストテスト

IV 研究授業について

- 期間 平成24年12月14日～平成24年12月20日
- 学年 所属校第2学年（3学級110人）
- 題材名 「わたしたちの消費生活」
- 目標 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解することができる。

○ 評価規準

生活や技術についての知識・理解
消費者の基本的な権利と責任について理解している。

○ 題材の指導計画（全5時間）

時	学習内容	学習活動
1	消費生活について考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ○自分や家族の消費生活を振り返る。 ○商品には、物資とサービスがあることを知る。 ○身近な消費行動の中にある契約について考える。 ○商品に関する情報収集の課題・準備物を確認する。
2	消費者としての自覚をもとう	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者の「権利と責任シート」を使って、消費者の基本的な権利と責任の意味、消費生活に関する法令等の趣旨を確認する。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事例1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○販売方法の種類と特徴、それぞれの利点と問題点を知る。 ○支払い方法の種類と特徴を知る。
3	商品の選択と購入、活用について考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ○購入を前提に、商品について収集した情報をグループ内で交流し、ワークシートに整理する。 ○意思決定のプロセスに沿って選択のポイントを絞り、購入する商品を決定する。 ○意思決定のプロセスにおいて、自分が考えたことや商品決定の理由を説明する。 ○意思決定のプロセスの中で、実現されなければならない消費者の権利と果たすべき責任を考える。
4	消費者トラブルを解決する方法を知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ○自分や家族の消費生活にかかる経験やトラブルを交流する。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事例2、3、4</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">東広島市の中学生の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○悪質な商法の例についてロールプレイングを行い、問題点や解決の方法を考える。 ○悪質な商法の例の中で、実現されていない消費者の権利と果たされていない責任を考える。 ○悪質な商法の例を知る。 ○消費者トラブルの解決方法を知る。
5		

V 研究授業の分析と考察

1 消費者にどのような権利があり、どのような責任が伴うのかを理解することができたか

仮説を検証するために、プレテストとポストテストを実施した。ここでは、所属校第2学年3学級の生徒110人のうち、本研究授業5時間すべてに出席した生徒86人の結果を基に検証を行うこととする。なお、プレテスト終了後、問題①と問題②の解答は示さずに研究授業を行った。

- ①から⑥の文章を読んで、下のアからオの消費者の権利の中からあてはまるものを一つずつ選び、その記号を〔 〕に書きなさい。
- ① 手ぶくろが欲しいと思ったので、新聞の折り込み広告を見たりインターネットで調べたりしました。
 - ② 買いたいと思った自転車のブレーキがよく効くかどうか、店員さんに言って確認してもらいました。
 - ③ パソコンを買いに電気店に行って、F社製のものとS社製のものとT社製のものを実際に操作してみて、S社のパソコンを買うことにしました。
 - ④ クッキーの箱にまぎらわしい表示があったので、消費生活センターに行って、「正しい表示をするよう事業者を指導してください。」とお願いしました。
 - ⑤ 学校で、消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴、消費者基本法などについて学習します。
 - ⑥ 制服をクリーニングに出したらしみが付いて戻ってきたので、消費生活センターに電話をかけて、事業者への対応について相談しました。

問題①⁽⁵⁾

問題①は、①から⑥に対応する消費者の権利を六つの選択肢から一つずつ選択させるものである。「生活の基本的ニーズが保障される権利」と「健全な環境を享受する権利」については、すべての消費者の権利の基盤となっていることから、問題として設定していない。プレテストとポストテストの問題①の正答率を比較したグラフを図3に示す。

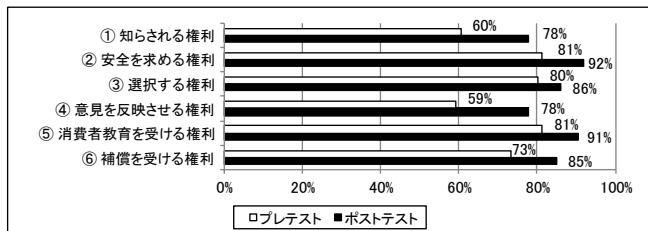


図3 問題①の正答率

①から⑥のそれぞれのプレテストとポストテストについて、有意水準5%片側検定でt検定を行ったところ、①から⑥のすべてにおいて有意な差が認められた。問題①では、①から⑥のすべてで正答率が上昇しており、学習指導の効果が認められる。このことから、自分や家族の消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせることによって、消費者にどのような権利があるのかを理解することができたと判断できる。

- ② ①から⑤の文章を読んで、下のアからオの消費者の責任の中からあてはまるものを一つずつ選び、その記号を〔 〕に書きなさい。
- ① 再生紙でつくった本やノートを使います。
 - ② コートに付いている表示を見て、家で洗濯できないし、クリーニングもできないコートなんて売るべきではないと思いました。
 - ③ アレルギー体質なので、食べられない食品が含まれていないか表示を確認してから食べたのに、アレルギーが出来てしまいました。同じ製造業者の食品で同様の被害にあった人が何人かいたので、解決に向けて一緒に行動します。
 - ④ 事実と違う表示をするような会社の製品は、たとえ安くても買わないようにします。
 - ⑤ 近くの駅の駅長さんに、「高齢者が使いやすいように、文字が大きくシンプルな券売機にした方が利用者には便利になりますよ。」と提案しました。

問題②⁽⁶⁾

問題②は、①から⑤に対応する消費者の責任を五つの選択肢から一つずつ選択させるものである。プレテストとポストテストの問題②の正答率を比較したグラフを図4に示す。

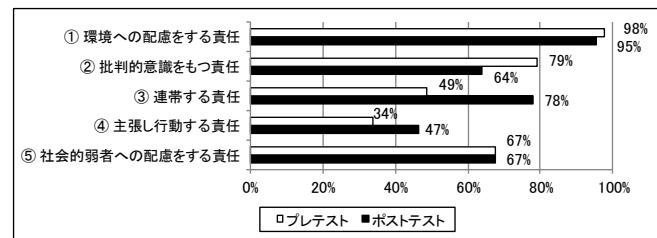


図4 問題②の正答率

①から⑤のそれぞれのプレテストとポストテストについて、有意水準5%片側検定でt検定を行ったところ、③と④において有意な差が認められたが、①と②と⑤において有意な差は認められなかった。問題②では、③と④の正答率は上昇していた。①と②の正答率は下降し、⑤は変化がなかった。そこで、①から⑤の相関の度合いを測るために、問題②について相関分析を行い、相関係数が意味あるものかについて無相関の検定を行った。プレテストの分析結果を表3に示す。

表3 プレテスト問題②の分析結果

相関行列	①	②	③	④	⑤
① 環境への配慮をする責任	1. 0	0. 30 **	-0. 16	-0. 05	0. 06
② 批判的意識をもつ責任		1. 0	0. 16	0. 31 *	0. 25 **
③ 連帯する責任			1. 0	0. 68 **	-0. 02
④ 主張し行動する責任				1. 0	0. 44 **
⑤ 社会的弱者への配慮をする責任					1. 0

* 無相関の検定 ** P < 0.01, * P < 0.05

表3に示したプレテストの分析結果では、③と④の相関係数は0.68であった。このことから、③の「一緒に行動します」という「連帶する責任」と④の「買わないようにします」という「主張し行動する責任」の区別ができなかったことが、③と④の正答率が低いことの主な原因であると考えられる。

次に、ポストテストの分析結果を表4に示す。

表4 ポストテスト問題②の分析結果

相関行列	①	②	③	④	⑤
① 環境への配慮をする責任	1.0	0.29 **	0.41 **	0.21	0.32 **
② 批判的意識をもつ責任		1.0	0.18	0.70 **	0.20
③ 連帶する責任			1.0	0.44 **	0.53 **
④ 主張し行動する責任				1.0	0.60 **
⑤ 社会的弱者への配慮をする責任					1.0

※ 無相関の検定 ** P < 0.01, * P < 0.05

表4のポストテストの分析結果では、③と④の相関係数は0.44となり、正答率はいずれも上昇していることから、学習によって③と④の区別ができるようになった生徒が増加したことが明らかになった。このことから、自己や家族の消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせることは、「連帶する責任」と「主張し行動する責任」が伴うことを理解させることに有効であったと考える。一方で、②と④の相関係数は0.70となり、②の正答率は、79%から64%に低下している。②の「売るべきではないと思いました」に該当する解答は「批判的意識をもつ責任」である。しかし、学習によって、「批判的意識をもつ責任」の次の段階となる④の「主張し行動する責任」までを考えてしまい、判断を誤ったことが主な原因であると考えられる。また、④と⑤の相関係数は0.60となり、⑤の正答率が変化していないことについては、文末の「提案しました」という行動を「主張し行動する責任」と考えて区別ができなかったことが主な原因であると考えられる。これらの分析結果から、消費者の責任の意味をひとつひとつ区別して理解させるように学習指導を行うことが課題であると考える。

2 自分や家族の消費行動がどのような権利を実現し、どのような責任を果たしているのかを理解することができたか

題材終了後、実態調査の調査項目の①と②について、授業前の記述を変更、加筆、訂正してもよいこ

ととし、再度記述させた。そして、この記述に対して問題③の解答を求めた。

③ 困ったことやトラブルに巻き込まれたこととそのときとった行動の中で、消費者の権利として実現されているものと実現されていないもの、消費者の責任として果たされているものと果たされていないものをそれぞれ書きなさい。

問題③

問題③の判断基準を表5に、判定結果を図5に示す。

表5 問題③の判断基準

A	①と②の記述に含まれる消費行動に対応させて、消費者の権利として実現されているものと実現されていないものの、消費者の責任として果たされているものと果たされていないものを正しく記入している。
B	①と②の記述に含まれる消費行動に対応させて、消費者の権利として実現されているものと実現されていないものの、消費者の責任として果たされているものと果たされていないものを正しく記入しているものもあるが、誤ったものが含まれるか記入されていないものがある。
C	①と②の記述に含まれる消費行動に対応させて、消費者の権利として実現されているものと実現されていないものの、消費者の責任として果たされているものと果たされていないものを正しく記入していない。
D	記入していない。

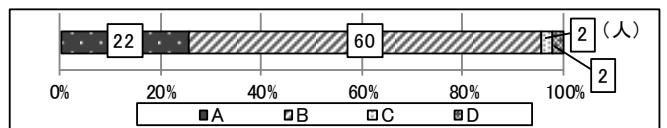


図5に示すとおり、判定Aは22人(26%)、判定Bは60人(70%)、判定Cと判定Dは各2人(2.3%)であった。

授業後の①と②の記述及び問題③の解答の具体例として、生徒aの記述と解答を次に示す。実現されている権利と果たされている責任を○、実現されていない権利と果たされていない責任を×で示した。

- ① 自動販売機でジュースのボタンを押したのに、商品が出てこなくて、おつりも戻ってこなかった。
(×選択する権利)
(×知らされる権利)
- ② 店員の方を呼んで、入れたお金を返してもらった。
(○主張し行動する責任) (○補償を受ける権利)
その後、自販機は修理に出すことになった。
(○意見を反映させる権利)

生徒aの記述と解答

生徒aは、①と②の記述に含まれる権利と責任をすべて正しく記入しており、判定はAである。そして、授業前の記述にはなかった「その後、自販機は修理に出すことになった。」を加筆し、実現されている権利として「意見を反映させる権利」を記入していたことから、学習指導の効果を見取ることができる。

次に、生徒bの記述と解答を示す。

- | | |
|--|---|
| ① DVDを借りて帰ってみると、 <u>違うDVDが入っていた</u> 。
(×選択する権利)
(×知らされる権利) | ② 店 <u>に行って、かえてもらった</u> 。
(○主張し行動する責任)
(○意見を反映させる権利)
(×連帶する責任) |
|--|---|

生徒bの記述と解答

生徒bは、①と②の記述に含まれる「選択する権利」「知らされる権利」「主張し行動する責任」を正しく記入している。しかし、記述には含まれていない「意見を反映させる権利」「連帶する責任」を記入しており、誤ったものが含まれるため、判定はBである。

問題③の判定結果と生徒の解答の分析から、自分や家族の消費行動がどのような権利を実現し、どのような責任を果たしているのかをおおむね理解することができたと判断できる。しかし、記述に含まれる消費行動に対応させて、消費者の権利と責任をすべて正しく記入できるまでには至っていない。

以上、1と2から、中学生の消費行動の実態を踏まえ、中学生にかかわりの深い事例を教材化して取り上げ、自分や家族の消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせることは、消費者の権利について理解を深めることに有効であったと考える。一方で、消費者の責任について理解を深めることについては、消費者の責任の意味を理解させる段階に課題が残った。

VI 研究の成果と今後の課題

1 研究の成果

家庭分野の「家庭生活と消費」において、自分や家族の消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えさせるように授業設計を行うことは、消費者の権利について理解を深めることに有効であることが明らかになった。

2 今後の課題

消費者の責任の意味をひとつひとつ区別して理解させるように学習指導を行うという課題に対して、今後、授業で取り上げる事例の文章表現を含めた内容の吟味が必要である。また、事例を基に、消費行動と「消費者の8つの権利と5つの責任」とを対応させて考えたことを説明させたり、話合いを通して確認させたりする活動を取り入れるなど、学習指導をさらに工夫することが課題であると考える。

【注】

- (1) 消費者基本法(平成16年) : <http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/kihon/file/20040602-kihon.pdf> に詳しい。
- (2) 内藤道子・中間美砂子・金子佳代子・高木直・田中勝(2002) : 『生活を創るライフスキル 生活経営論』建帛社 pp. 66-67に詳しい。
- (3) 高橋恵美(2007) : 「技術・家庭科家庭分野における基礎的な知識と技術を習得させる学習活動に関する研究—消費生活学習の手引の作成とその活用をとおして—」平成19年度岩手県立総合教育センター長期研修生(2年)研究発表資料集の補助資料 p. 3から抜粋して引用した。
- (4) 消費者庁(平成23年) : 『消費者センスを身につけよう』消費者庁 pp. 10-11を基に稿者が作成した。
- (5) 選択肢と解答記入のための〔 〕は省略した。
- (6) 選択肢と解答記入のための〔 〕は省略した。

【引用文献】

- 1) 文部科学省(平成20年a) : 『中学校学習指導要領』文部科学省 p. 102
- 2) 文部科学省(平成20年b) : 『中学校学習指導要領解説技術・家庭編』教育図書 p. 67
- 3) 田口浩継・竹野英敏・佐藤文子(2009) : 『平成20年改訂 中学校教育課程講座 技術・家庭』ぎょうせい p. 188
- 4) 生野晴美・友定啓子・長澤由喜子(2009) : 『新学習指導要領を読み解く よくわかる技術・家庭科「家庭分野」学習指導要領 ビジュアル解説 授業への生かし方』開隆堂出版 p. 101
- 5) 生野晴美・友定啓子・長澤由喜子(2009) : 前掲書 p. 101
- 6) 文部科学省(平成22年) : 「消費者教育をめぐる近年の動向と文部科学省の取組」『中等教育資料』(第888号) ぎょうせい p. 11
- 7) 小牧美江(2012) : 『民主主義教育21 消費者市民を育てる「法教育としての消費者教育」—社会科・家庭科の教科間連携のすすめ』同時代社 p. 145
- 8) 文部科学省(平成20年b) : 前掲書 p. 67
- 9) 田口浩継・竹野英敏・佐藤文子(2009) : 前掲書 p. 189